



熊本県公報

第13404号
令和7年(2025年)
2月4日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… (〃) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定…………… (〃) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新…………… (障がい者支援課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 換地処分…………… (農地整備課) 4
- 熊本都市計画下水道(熊本セミコン特定公共下水道)の変更…………… (都市計画課) 4
- 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道(富合公共下水道及び宇土公共下水道)の変更…………… (〃) 5
- 令和6年度(2024年度)熊本県歯科保健推進会議の開催…………… (歯科保健推進会議) 5

告 示

熊本県告示第77号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)2月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ライフワークサポート 山鹿市菊鹿町松尾字東大古井631番地1	N事業部株式会社 福岡県久留米市諏訪野町2378番地 高橋 彦太郎	就労継続支援A型	令和7年(2025年)2月1日

熊本県告示第78号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)2月4日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
就労継続支援A型施設	ライフワークサポート	就労継続支援A型	令和7年(2

ライフワークサポート 山鹿市菊鹿町松尾631 番地1	株式会社 山鹿市鹿本町津袋41 9-1 本田 あかね	025年)1 月31日
----------------------------------	-------------------------------------	----------------

熊本県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）2月4日

熊本県知事 木村敬

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
松崎薬局	八代市大手町2丁目15-22	令和6年（2024年）1 0月23日
鬼木調剤薬局	人吉市鬼木町314	令和6年（2024年）1 1月16日
松橋中央薬局	宇城市松橋町きらら2丁目 2-13	令和6年（2024年）1 1月22日

熊本県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）2月4日

熊本県知事 木村敬

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
くまもと歯科クリニック	八代市通町8番30号田方ビル1階	令和7年（2025年）1 月1日
おおた歯科クリニック	上益城郡御船町大字木倉1 66番地1	令和6年（2024年）1 2月1日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
松橋中央薬局	宇城市松橋町きらら2丁目 1番6	令和6年（2024年）1 1月23日
ウエルシアプラス薬局永江団地店	合志市幾久富1866-1 395	令和7年（2025年）1 月1日

熊本県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和7年（2025年）2月4日

熊本県知事 木村敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字萩川2449番4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第82号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 令和7年（2025年）2月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字花岡字城戸口568番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城戸口568番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第83号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 令和7年（2025年）2月4日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字シヲリ651番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字シヲリ651番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第84号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
 令和7年（2025年）2月4日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療	指定更新年月日
鏡調剤薬局 八代市鏡町鏡村910	調剤	令和7年（2025年） 3月1日
さくら調剤薬局瓦屋店 人吉市瓦屋町1720-6	調剤	令和7年（2025年） 3月1日
さくら調剤薬局九日町店 人吉市九日町102番1	調剤	令和7年（2025年） 3月1日

さくら調剤薬局人吉店 人吉市土手町37番地	調剤	令和7年(2025年) 3月1日
あじさい薬局 水俣市桜井町三丁目2-1	調剤	令和7年(2025年) 3月1日
合資会社下田薬局 水俣市桜井町一丁目5-6	調剤	令和7年(2025年) 3月1日
一の宮薬局 阿蘇市一の宮町宮地5833-5	調剤	令和7年(2025年) 3月1日
菊南薬局 合志市須屋708-6	調剤	令和7年(2025年) 3月1日
港町調剤薬局 天草市港町16-11	調剤	令和7年(2025年) 3月1日
有限会社栄町薬局 天草市栄町12-15	調剤	令和7年(2025年) 3月1日

公 告

熊本県公告第69号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年(2025年)2月4日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字榎ノ本240番1及び同241番1
2,959.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋250番地1
社会福祉法人三幸

熊本県公告第70号

県営矢部中部地区(山中換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。
令和7年(2025年)2月4日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第71号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、熊本市、合志市及び菊陽町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。
令和7年(2025年)2月4日

熊本県知事 木村 敬

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画下水道 熊本セミコン特定公共下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市北区弓削二丁目、弓削三丁目、弓削四丁目及び弓削六丁目の各一部
合志市大字福原字上馬立、字馬立、字下馬立、字宮ノ上及び字長迫の各一部並びに大字竹迫字馬飼代、字北鳥越、字南鳥越、字北迫、字善珍、字明神山及び字中津の各一部
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂、字廣街道及び字下沖野の各一部並びに大字原水字上大谷、字村上、字吉ヶ原上、字上中野、字下中野、字北下原、字道上、字中前通、字中堀川、字上前通、字上堀川、字上長塚及び字西上原の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、県央広域本部土木部技術管理課、県北広域本部土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策部都市政策課、合志市都市建設部都市計画課及び菊陽町都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和7年(2025年)2月4日から令和7年(2025年)2月18日まで(行政

機関の休日を除く。)

熊本県公告第72号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市及び宇土市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和7年(2025年)2月4日

熊本県知事 木村 敬

- 都市計画の種類
熊本都市計画下水道 富合公共下水道
宇土都市計画下水道 宇土公共下水道
- 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本県熊本市南区富合町大町、富合町廻江、富合町国町、富合町志々水、富合町田尻、富合町清藤、富合町古賀、富合町南田尻、富合町平原、富合町新、富合町榎津及び富合町木原の各一部
熊本県宇土市築籠町、新松原町、善道寺町、立岡町、花園町、南段原町、三拾町、松山町、神合町、花園台町及び境目町の各一部
- 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、県央広域本部土木部技術管理課、宇城地域振興局土木部維持管理調整課、熊本市都市建設局都市政策部都市政策課、宇土市建設部都市整備課
- 縦覧期間
令和7年(2025年)2月4日から令和7年(2025年)2月18日まで(行政機関の休日を除く。)

登載依頼**熊本県歯科保健推進会議公告第1号**

令和6年度(2024年度)熊本県歯科保健推進会議を次のとおり開催する。

令和7年(2025年)2月4日

熊本県歯科保健推進会議

- 開催日時
令和7年(2025年)2月12日(水曜日)
午後3時から午後4時30分まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ2階 ひばり
- 議題
(1)第5次熊本県歯科保健医療計画の進行管理について
(2)その他
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
(1)傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2)傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班
(電話096-333-2208)